

## ◇ 同族会社ってなあに？

**Q** : 同族会社という言葉は商法上には見当たりませんが、どのような会社をいうのでしょうか。

**A** : 同族会社とは、税法上の分類に基づくものです。

### 【解説】

商法上の会社の分類は、社員の責任の態様に基づいて、合名会社、合資会社及び株式会社の3種としています。また、有限会社法により有限会社が認められています。

ところで、法人税法上は、会社の法律的な形態による分類とは無関係に、同族会社、非同族の同族会社及び非同族会社の3種に分類しています。

同族会社とは、その会社の株主等の1人とその同族関係者（株主等と特殊の関係にある個人及び法人）とを合わせて1つのグループとし、3つのグループ以下の持ち分割合が50%以上となる会社です。

同族会社には、その性質上、通常会社では予想されないような不公平な取引や行為が行われることがありますので、法人税法上次のような特別規定が設けられています。

- (1) 同族会社の特別税率の課税
- (2) 同族会社の行為又は計算の否認
- (3) 役員範囲の拡大
- (4) 使用人兼務役員範囲の制限
- (5) 役員の特権関係使用人の給与等の損金不算入

